

令和3年度に実施した個別指導において
保険薬局に改善を求めた主な指摘事項

中国四国厚生局

I 調剤全般に関する事項

1 処方箋の取扱い

(1) 処方箋の「処方」欄の記載に次の不備のある処方箋につき、疑義照会をせずに調剤を行っている不適切な例が認められたので改めること。

- 用量の記載がない。
- 用法の記載がない。
- 用法の記載が不適切である。
- 外用薬の使用部位の記載がない。
- 頓服薬と内服薬の区別が適切でない、又は不明瞭である。

2 処方内容に関する薬学的確認

処方内容について確認を適切に行っていない（処方医への疑義照会を行っているものの、その内容等を処方箋又は調剤録に記載していないものを含む。）次の例が認められたので改めること。

- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる効能効果（適応症）での処方疑われるもの
- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用量で処方されているもの
- 医薬品医療機器等法による承認内容と異なる用法で処方されているもの
- 過量投与が疑われるもの
- 倍量処方が疑われるもの
- 重複投薬が疑われるもの
- 漫然と長期にわたり処方されているもの

3 調剤

調剤について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた場合であって、当該処方に係る後発医薬品を支給可能又は備蓄しているにもかかわらず、先発医薬品を調剤している。（先発医薬品から後発医薬品への変更調剤が可能な処方箋を受け付けた保険薬局の保険薬剤師は、患者に対して後発医薬品に関する説明を適切に行うとともに、後発医薬品を調剤するよう努めなければならない。）

4 調剤済処方箋の取扱い

調剤済処方箋について、次の事項の記載をしていない、又は記載が不明瞭な例が認められたので改めること。

- 調剤済年月日
- 保険薬局の所在地
- 保険薬局の名称
- 保険薬剤師の署名又は記名・押印

II 調剤技術料に関する事項

1 調剤料

調剤料について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 処置に当たって使用する薬剤に係る調剤料を算定している。
- 内服薬につき、1剤とすべきところ、2剤として算定している。

2 一包化加算

一包化加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 医師の了解を得ていない場合に算定している。
- 一包化の理由が不明瞭である。

3 麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算

麻薬、向精神薬、覚醒剤原料又は毒薬加算について、加算する点数が誤っている不適切な例が認められたので改めること。

4 自家製剤加算

自家製剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 調剤した医薬品と同一剤形及び同一規格を有する医薬品が薬価基準に記載されている。
- 調剤録等に製剤工程を記載していない。
- 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない。

5 計量混合調剤加算

計量混合調剤加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 医薬品の特性を十分理解し、薬学的に問題ないと判断していない
- 一包化加算を算定した範囲の薬剤について、計量混合調剤加算を算定している。

6 調剤料の夜間・休日等加算

調剤料の夜間・休日等加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤服用歴の記録又は調剤録に平日又は土曜日に算定した患者の処方箋の受付時間を記載していない。

III 薬学管理料に関する事項

1 薬剤服用歴管理指導料

(1) 次の事項について、処方箋の受付後、薬を取りそろえる前に患者等に確認していない不適切な例が認められたので改めること。

- 服薬状況（残薬の状況を含む。）

(2) 在宅患者訪問薬剤管理指導料を算定している月に薬剤服用歴管理指導料を算定している（薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われ

た場合を除く。)不適切な例が認められたので改めること。

- (3) 要介護被保険者等であって、同一月において、居宅療養管理指導費又は介護予防居宅療養管理指導費が算定されている場合に、薬剤服用歴管理指導料を算定している(薬学的管理指導計画に係る疾病と別の疾病又は負傷に係る臨時の処方箋によって調剤が行われた場合を除く。)不適切な例が認められたので改めること。

2 薬剤服用歴管理指導料 1

手帳を持参している患者に対して、薬剤服用歴管理指導料の「注1」ただし書の点数を誤って算定している例が認められたので改めること。

3 薬剤服用歴の記録

薬剤服用歴の記録について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤服用歴の記録への記載がない。
- 同一患者の薬剤服用歴の記録について、必要に応じて直ちに参照できるよう保存・管理していない。
- 鉛筆で記載している。
- 二本線で抹消したのではなく、修正テープにより修正している。(修正前の記載内容が判読不能である。)
- 次の事項の記載をしていない、又は記載が不十分である。
 - ・ 処方及び調剤内容等(処方内容に関する照会の内容等)
 - ・ 薬学的管理に必要な患者の生活像
 - ・ 後発医薬品の使用に関する患者の意向
 - ・ 疾患に関する情報(傷病、既往歴、合併症、他科受診において加療中の疾患に関するもの)
 - ・ 併用薬(要指導医薬品、一般用医薬品、医薬部外品及び健康食品を含む。)等の状況
 - ・ 服用薬と相互作用が認められる飲食物の摂取状況
 - ・ 服薬状況(残薬の状況を含む。)
 - ・ 患者の服薬中の体調の変化(副作用が疑われる症状など)
 - ・ 服薬指導の要点
 - ・ 手帳活用の有無(手帳を活用しなかった場合はその理由と患者への指導の有無)
 - ・ 今後の継続的な薬学的管理及び指導の留意点
 - ・ 指導した保険薬剤師の氏名
 - ・ 複数の手帳を所有している場合に1冊にまとめなかった理由
- 服薬指導の要点について、同様の内容を繰り返し記載している例が認められた。服薬指導は、処方箋の受付の都度、患者の服薬状況、服薬期間中の体調変化を確認し、新たに収集した患者の情報を踏まえた上で行うものであり、その都度過去の薬剤服用歴の記録を参照した上で、必要に応じて確認・指導内容を見直すこと。また、確認した内容及び行った指導の要点を、具体的に薬剤服用歴の記録に記載すること。

4 薬剤情報提供文書

薬剤情報提供文書について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 調剤を行った薬剤のうち、情報提供を行っていないものがある。
 - 次の事項の記載をしていない、又は記載が不十分である。
 - ・用法
 - ・副作用
- 5 経時的に薬剤の記録が記入できる薬剤の記録用の手帳
手帳による情報提供について、「必要に応じて服用に際して注意すべき事項」の記載がない不適切な例が認められたので改めること。
- 6 薬剤服用歴の記録（電磁的記録の場合）の保存等
電子的に保存している記録について、最新の「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版」に準拠していない次の不適切な事項が認められたので改めること。
- パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた13文字以上の推定困難な文字列を使用していない。
 - パスワードの要件として、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を定期的（最長でも2ヶ月以内）に変更していない。
 - 二要素以上の認証の場合に、英数字、記号を混在させた8文字以上の推定困難な文字列を使用していない（他の認証要素として必要な電子証明書などの使用にPIN等が設定されている場合を除く）。
- 7 麻薬管理指導加算
麻薬管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- 電話等により麻薬の服用状況、残薬の状況及び保管状況を定期的に確認していない。
 - 麻薬による鎮痛等の効果・副作用の有無の確認を行っていない。
 - 薬剤服用歴の記録に指導の要点について記載していない又は記載が不十分である。
- 8 重複投薬・相互作用等防止加算
重複投薬・相互作用等防止加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- 処方の変更が行われなかった場合に算定している。
 - 薬剤服用歴の記録に処方医に連絡・確認を行った内容の要点、変更内容について、記載が不十分である。
 - 「残薬調整に係るものの場合」に、「残薬調整に係るもの以外の場合」の加算を算定している。
 - 薬学的観点からの変更でないものについて算定している。
- 9 特定薬剤管理指導加算
特定薬剤管理指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。
- 特に安全管理が必要な医薬品に該当しない医薬品について算定している。
 - 特に安全管理が必要な医薬品が複数処方されている場合に、その全てについての必要な薬学的管理及び指導を行っていない。

- 対象となる医薬品に関して患者又はその家族等に対して確認した内容及び行った指導の要点について、薬剤服用歴の記録への記載をしていない、又は記載が不十分である。
- 従来と同一の処方内容にもかかわらず当該加算を継続して算定する場合に、重点的に行った指導の内容について、薬剤服用歴の記録への記載をしていない、又は記載が不十分である。

10 乳幼児服薬指導加算

乳幼児服薬指導加算について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 乳幼児に係る処方箋の受付の際に確認した、体重、適切な剤形その他必要な事項等の確認内容について、薬剤服用歴の記録に記載していない。
- 薬剤服用歴の記録に、患者の家族等に対して行った適切な服薬方法、誤飲防止等の必要な服薬指導の要点について、記載していない又は記載が不十分である。

11 吸入薬指導加算

吸入薬指導加算について、次の不適切な例、留意すべき事項が認められたので改めること。

- 保険医療機関に対し情報提供した文書等の写し又はその内容の要点等を薬剤服用歴の記録に添付又は記載していない。
- 吸入薬指導加算については、患者の同意が必要であることに留意すること。

12 かかりつけ薬剤師指導料

かかりつけ薬剤師が行う服薬指導等について、次の不適切な例が認められたので改めること。

- 薬剤服用歴管理指導料に係る業務について、薬剤服用歴の記録への記載がない。
- 患者が受診している全ての保険医療機関の情報、服用している処方薬、要指導医薬品及び一般用医薬品並びに健康食品等について、全て把握していない、及び内容の薬剤服用歴の記録への記載が不十分である。
- 患者に勤務表を渡していない。

13 在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料

在宅患者緊急訪問薬剤管理指導料について、薬剤服用歴の記録に次の事項の記載をしていない不適切な例が認められたので改めること。

- 当該患者の在宅療養を担う保険医療機関の保険医から緊急の要請があった日付及び要請の内容並びに当該要請に基づき訪問薬剤管理指導を実施した旨
- 訪問に際して実施した薬学的管理指導の内容（服薬状況、副作用、相互作用等に関する確認等を含む。）
- 当該保険医に対して提供した訪問結果に関する情報の要点

IV 事務的事項

1 登録・届出事項

次の届出事項の変更が認められたので、速やかに届け出ること。

- 保険薬剤師の異動（常勤及び非常勤）
- 開局時間

2 掲示事項

掲示事項について、次の不適切な事項が認められたので改めること。

- 明細書の発行状況に関する事項を掲示していない。
- 明細書の発行状況に関する事項の掲示について、一部負担金等の支払いがない患者に関する記載がない。

V その他

1 調剤報酬明細書の記載

「処方」欄の記載方法に誤りが認められたので改めること。

- 一包化加算について、当該加算の算定対象となる剤が複数ある場合に、一包化を行った全ての剤の「加算料」欄に「包」の記号を記載していない。

2 保険請求に当たっての請求内容の確認

保険薬剤師が行った調剤に関する情報の提供等について、保険薬局が行う療養の給付に関する費用の請求が適正なものとなるよう努めること。

- 請求内容について、保険薬剤師による処方箋、調剤録、薬剤服用歴の記録又は調剤報酬明細書の確認が行われていない。

3 関係法令の理解

- (1) 健康保険法をはじめとする社会保険各法並びに医薬品医療機器等法の保険医療に関する法令の理解が不足しているので、法令に関する理解により一層努めること。
- (2) 保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則や調剤報酬点数表に関する理解が不足しているので、これらの規定に関する理解により一層努めること。